

旅行業法（昭和二十二年法律第六十七号） （抄）

（目的）

第一条 この法律は、旅行業等を営む者について登録制度を実施し、あわせて旅行業等を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進することにより、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図ることを目的とする。

（登録）

第三条 旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 主たる営業所及びその他の営業所の名称及び所在地
- 三 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
- 四 （略）
- 五 旅行業を営もうとする者にあつては、旅行業者代理業を営む者に旅行業務を取り扱わせるときは、その者の氏名又は名称及び住所並びに当該旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六 （略）

2 （略）

（登録の拒否）

第六条 国土交通大臣は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

一 第十九条の規定により旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内に当該法人の役員であつた者で、当該取消しの日から五年を経過していないものを含む。）

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者

三 申請前五年以内に旅行業務に関し不正な行為をした者

四 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの

五 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

六 九（略）

2（略）

第六条の四（略）

2（略）

3 旅行業者又は旅行業者代理業者（旅行業者代理業の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、第四条第一項第一号から第三号まで又は第五号（旅行業者代理業者にあつては、同項第一号から第三号まで）に掲げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、国土交通省令で定める書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4（略）

（取引額の報告）

第十条 旅行業者は、毎事業年度終了後百日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額を国土交通大臣に報告しなければならない。

（料金の揭示）

第十二条 旅行業者は、事業の開始前に、旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（主催旅行に係るものを除く。）を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように揭示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 (略)

3 旅行業者代理業者は、その営業所において、所属旅行業者が第一項の規定により定めた料金を旅行者に見やすいように掲示しなければならない。

(旅行業約款)

第十二条の二 旅行業者は、旅行者と締結する旅行業務の取扱いに関する契約に関し、旅行業約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通省令で定める軽微な変更をしようとする場合を除き、これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

(書面の交付)

第十二条の五 旅行業者等は、旅行に関するサービスの提供に関し、当事者の一方を代理して契約を締結し、当事者間を媒介して契約を成立させ、取次ぎをし、又は自ら提供をする契約を締結したときは、国土交通省令で定める場合を除き、遅滞なく、旅行者に対し、当該提供すべき旅行に関するサービスの内容、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価に関する事項、旅行業務取扱主任者の氏名その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付しなければならない。

2 旅行業者等は、前項の規定により書面を交付する措置に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、同項の国土交通省令で定める事項を通知する措置又は当該旅行に関するサービスの提供を受ける権利を取得させる措置であつて国土交通省令で定めるものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて国土交通省令で定めるものにより講ずることができる。この場合において、当該旅行業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(外務員の証明書携帯等)

第十二条の六 旅行業者等は、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、その役員又は使用人のうち、その営業所以外の場所でその旅行業者等のために旅行業務について取引を行う者(以下「外務員」という。)に、国土交通省令で定める様式による証明書を携帯させなければ、その者を外務員としての業務に従事させてはならない。

2・3 (略)

(誇大広告の禁止)

第十二条の八 旅行者等は、旅行業務について広告をするときは、広告された旅行に関するサービスの内容その他の国土交通省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(標識の掲示)

第十二条の九 旅行者等は、営業所において、旅行業と旅行者代理業との別及び第十一条の二第五項各号に規定する営業所の別に応じ国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示しなければならない。

2 旅行者等以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
(禁止行為)

第十三条 旅行者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 第十二条第一項又は第三項の規定により掲示した料金を超えて料金を收受する行為
- 二 旅行業務に関し取引をする者に対し、その取引に関する重要な事項について、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為

2・3 (略)

(旅行者代理業者の旅行業務等)

第十四条の三 (略)

2 旅行者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行者の氏名又は名称及び旅行者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。

3 (略)

(事業の廃止等)

第十五条 旅行者等は、その事業を廃止し、事業の全部を譲渡し、又は分割により事業の全部を承継させたときは、その日から三

十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 旅行者等たる法人が合併により消滅したときは、その業務を執行する役員であつた者は、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 旅行者等が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡を知つた日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(業務改善命令)

第十八条の三 国土交通大臣は、旅行者等の業務の運営に関し、取引の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるときは、当該旅行者等に対し、次に掲げる措置をとるべきことを命ずることができる。

一 旅行業務取扱主任者を解任すること。

二 旅行業務の取扱いの料金又は主催旅行に関し旅行者から收受する対価を変更すること。

三 旅行業約款を変更すること。

四 主催旅行に係る第十二条の十の国土交通省令で定める措置を確実に実施すること。

五 旅行者に生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約を締結すること。

六 前各号に掲げるもののほか、業務の運営の改善に必要な措置をとること。

(登録免許税及び手数料)

第二十二条 第四条第一項の規定による登録、第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録又は第六条の四第一項の規定による変更登録の申請をする者(第二十四条の規定により都道府県知事が行うこととされる事務に係る申請をする者を除く。)は、次に掲げる区分により、登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)で定める登録免許税又は実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一 第四条第一項の規定による登録の申請又は第六条の四第一項の規定による変更登録の申請(当該変更登録の申請の際現に都道府県知事により第五条第一項に規定する旅行者登録簿に登録されている者が行うものに限る。)については、登録免許税

二 前号に掲げる申請以外の申請については、手数料

2 第十一条の三第一項の旅行業務取扱主任者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

(業務)

第二十二条の三 旅行業協会は、次に掲げる業務をこの章に定めるところにより適正かつ確実に実施しなければならない。

一 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行者等の取り扱った旅行業務に対する苦情の解決

二 旅行業務の取扱いに従事する者に対する研修

三 旅行業務に関し社員である旅行者又は当該旅行者を所属旅行者とする旅行者代理業者と取引をした者に対しその取引によつて生じた債権に関し弁済をする業務(以下「弁済業務」という。)

四 旅行業務の適切な運営を確保するための旅行者等に対する指導

五 旅行業務に関する取引の公正の確保又は旅行業及び旅行者代理業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
(弁済業務保証金の還付)

第二十二条の九 保証社員(次条第一項の規定により弁済業務保証金分担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅行者とする旅行者代理業者と旅行業務に関し取引をした者は、国土交通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じた債権に関し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限度額の範囲内(当該保証社員について第三項の認証をした債権があるときはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付を受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。

2 (略)

3 第一項の権利を履行しようとする者は、その債権について旅行業協会の認証を受けなければならない。

4 旅行業協会は、第一項の権利の実行があつた場合においては、その日から二十一日以内に、当該還付額に相当する額の弁済業務保証金を供託しなければならない。

5 5 7 (略)

(還付充当金の納付等)

第二十二條の十一 旅行業協会は、第二十二條の九第一項の規定により弁済業務保証金の還付があつたときは、当該還付に係る保証社員又は保証社員であつた者に対し、当該還付額に相当する額の還付充当金を旅行業協会に納付すべきことを通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた保証社員又は保証社員であつた者は、その通知を受けた日から七日以内に、その通知された額の還付充当金を旅行業協会に納付しなければならない。

3 保証社員は、前項に規定する期日までに第一項の還付充当金を 納付しないときは、旅行業協会の社員の地位を失う。
(弁済業務保証金の取戻し等)

第二十二條の十二 旅行業協会は、保証社員が旅行業協会の社員の地位を失つたときは、当該保証社員であつた者が第二十二條の十の規定により納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額の弁済業務保証金を、毎事業年度終了後又は保証社員が第六條の四第一項の変更登録を受けた場合において当該保証社員に係る第二十二條の十の弁済業務保証金分担金の額が減少することとなるときは、その減少することとなる額に相当する額の弁済業務保証金を取り戻すことができる。

277 (略)

(弁済業務規約の認可)

第二十二條の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項
- 二 弁済限度額及び債権の認証に関する事項
- 三 還付充当金の納付の方法に関する事項
- 四 弁済業務保証金の取りもどし及び取りもどし金の管理に関する事項
- 五 弁済業務保証金分担金の返還に関する事項
- 六 弁済業務保証金準備金の管理の方法並びに特別弁済業務保証金分担金の額及び納付の方法に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、弁済業務の実施に関し必要な事項

2 国土交通大臣は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。

(監督命令)

第二十二條の二十 国土交通大臣は、この章の規定を施行するため必要があるときは、旅行業協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

(団体の届出)

第二十五條 旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業者若しくは旅行者代理業の健全な発達を図ることを目的として旅行者等又は旅行業務に関する契約の実施のための業務に従事する者が組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

第二十五條の二 (略)

26 (略)

7 試験事務に従事する旅行業協会の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

8
10 (略)

(罰則)

第二十九條 第十九條第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九條の二 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一條の二第一項の規定に違反して旅行業務取扱主任者を選任しなかつた者
- 二 第十一條の二第二項の規定に違反して旅行業務に関し旅行者と契約を締結した者
- 三 第十二條の二第一項の規定により認可を受けてしななければならない事項を認可を受けなかつた者
- 四 第十二條の五の規定に違反して同条に規定する書面を交付せず、又は虚偽の記載若しくは表示をした書面を交付した者

- 五 第十二条の八の規定に違反して広告をした者
 - 六 第十三条第一項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
 - 七 第十八条の三の規定による命令に違反した者
 - 八 第二十五条の二第七項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者
- 第三十条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第六条の四第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第十二条第一項又は第三項の規定に違反して料金を掲示しなかつた者
 - 四 第十二条の二第三項の規定に違反して旅行業約款を掲示せず、又は備え置かなかつた者
 - 五 第十二条の六第一項の規定に違反して外務員としての業務を行わせた者
 - 六 第十二条の七の規定に違反して広告をした者
 - 七 第十二条の九第一項の規定に違反して標識を掲示せず、又はその営業所において掲示すべき標識以外の標識を掲示した者
 - 八 第十二条の九第二項の規定に違反して標識を掲示した者
 - 九 第十四条の三第二項の規定に違反して明示すべき事項を明示しないで取引をした者
 - 十 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 十一 第二十六条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の記載事項）

第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。

- 一 氏名
- 二 出生の年月日
- 三 男女の別
- 四、六（略）
- 七 住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日
- 八、十二（略）
- 十三 住民票コード（番号）、記号その他の符号であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）
- 十四（略）

（都道府県知事の事務）

第三十条の七 都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の市町村長ごとに、当該市町村長が住民票に記載することのできる住民票コードを指定し、これを当該市町村長に通知するものとする。

2（略）

3 都道府県知事は、別表第一の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあつたときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第三十条の五第一項の規定による通知に係る本人確認情報であつて同条第三項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

4、0
1（略）

（都道府県知事への通知）

第三十条の五 市町村長は、住民票の記載、消除又は第七条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項（同条第七号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、

当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第一号から第三号まで、第七号及び第十三号に掲げる事項
住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定める
ものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 （略）

3 第一項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。